

富士川維持流量検討会 規約

第1条（設置）

「富士川維持流量検討会」（以下「検討会」）を設置する。

第2条（目的）

富士川においては、これまでに維持流量を定めるため、動植物、景観、水質等の観点から河川に必要な水量についての調査・検討を行ってきたところであるが、富士川固有の河道特性など、検討課題もあり維持流量の決定に至っていない。

本検討会では、これまでの調査・検討結果等を総合的にとりまとめるとともに、維持流量の検討に際し、学識経験者等から意見・助言を頂く事を目的とする。

第3条（検討会の構成）

検討会は別紙1の者をもって構成する。

第4条（委員長）

検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、検討会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

第5条（検討会の実施事項）

検討会は次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）維持流量の検討手法等に関する助言
- （2）維持流量設定に関する助言
- （3）その他必要な事項

第6条（事務局）

検討会の事務局は国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所に置く。

第7条（関係者からの意見聴取）

委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

第8条（議事の公開）

会議および議事については原則非公開とするが、議事要旨および配付資料については原則公表するものとし、検討会終了後、委員長の確認を得て事務局が公開する。

- 2 これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

第9条（附則）

本規約は、令和4年10月31日から施行する。

富士川維持流量検討会 委員名簿

所属	役職	氏名	専門分野
東海大学 海洋学部	教授	秋山 信彦	水産学・水産増殖学
常葉大学大学院 環境防災研究科	准教授	浅見 佳世	環境
神戸大学 都市安全研究センター	教授	大石 哲	河川工学
山梨大学大学院 総合研究部工学域	助教	大槻 順朗	河川工学
山梨大学大学院 総合研究部生命環境学域	教授	大山 勲	景観・環境
山梨大学 山梨県水産技術センター	理事 所長	風間 ふたば 近藤 隆	水質 魚類・底生動物 漁業
元山梨大学大学院 総合研究部工学域	元教授	末次 忠司	河川工学
山梨大学大学院 総合研究部	准教授	馬籠 純	水文水資源学

(敬称略 五十音順)

オブザーバー

関係県(山梨県、静岡県)